

平成27年第1回 三重県議会定例会
戦略企画雇用経済常任委員会説明資料
目次

◎所管事項

- 1 「三重県国土強靱化地域計画（仮称）[中間案]」について 1
- 2 「三重県人口ビジョン（仮称）」及び
「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」について 9
- 3 社会保障・税番号（マイナンバー）制度について 13
- 4 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について 17
- 5 審議会等の審議状況について（報告） 19

《別冊》

- 別冊1 三重県国土強靱化地域計画（仮称）[中間案]
- 別冊2 三重県の人口動向分析・将来人口推計

平成27年3月5日
戦略企画部

1 三重県国土強靱化地域計画（仮称）〔中間案〕について

1 策定の背景

- 平成 25 年 12 月に施行された国土強靱化基本法に基づき、国においては、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「国の基本計画」と表記）を閣議決定し、強靱な国づくりを進めています。

また、地方公共団体における国土強靱化計画の策定指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と表記）もあわせて策定されました。

- 三重県では、南海トラフ地震の発生が危惧され、事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっていることから、ガイドラインを参考に、平成 27 年 6 月を目途に、「三重県国土強靱化地域計画（仮称）」（以下、「県の地域計画」と表記）を策定することとしました。

2 基本的考え方

- 県の地域計画は、概ね 10 年先を見据え、国土強靱化に関する今後の取組の方針等を示すものとし、また、必要に応じて、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の改定等にあわせ内容を見直すこととします。
- 県の地域計画の策定にあたっては、国の基本計画やガイドラインを参考にします。
- 対象リスクは、国の基本計画と同様、大規模自然災害とします。このため、「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の内容を参考にします。
- 毎年度、取組の進捗を把握して、翌年度の取組に反映します。

3 策定手順

- ガイドラインを参考に、次の手順で進めました。
 - ・ステップ 1：目標の設定
 - ・ステップ 2：「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定
 - ・ステップ 3：リスクシナリオごとに脆弱性の分析・評価、課題の検討
 - ・ステップ 4：今後の取組方針の検討

4 基本目標

- 国の基本計画を参考に、次の 4 つとしています。
 - ・人命の保護が最大限図られること
 - ・県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ・県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ・迅速な復旧復興

5 脆弱性評価

(1) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」(仮に発生すれば、県内に致命的な影響が生じると考えられる事態)として、国の基本計画で設定している事態を参考に、県の実情にあわせて39の事態を設定しています。

(2) 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組について、脆弱性を分析・評価し、課題を検討しました。

(3) 脆弱性評価結果のポイント

- 評価結果のポイントは、次のとおりです。
 - ・ 国土強靱化に資する取組は既に多く行われているものの、まだ十分ではないことから、今後も引き続き、取組を進める必要がある。
 - ・ 建物や施設の耐震化対策などのハード対策だけでなく、ハザードマップの作成や業務継続計画（BCP）の作成などのソフト対策も進める必要がある。
 - ・ 国土強靱化の取組を効果的に行うためには、市町や企業等との連携が不可欠であることから、各主体と連携し、取組を進める必要がある。

6 国土強靱化の取組方針

- 評価結果に基づき、今後の国土強靱化の取組方針（推進方針）をリスクシナリオごとに整理しています。

なお、本県の実情を踏まえた主な取組等は、次のとおりです。

【本県の実情を踏まえた主な取組方針】

○土砂災害危険箇所数が多いことを踏まえた土砂災害対策（リスクシナリオ 1-5）

[取組方針]・土砂災害のおそれのある区域を明確にし、市町の行う警戒避難体制の整備支援を強化するため、土砂災害警戒区域等を指定する。

- ・市町が避難勧告等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備を支援する。 等

○離島等への対策（リスクシナリオ 2-2）

[取組方針]・離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁等を整備する。

- ・災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、外部との通信確保に向けた備えとして、市町が実施する孤立化防止対策事業を支援する。 等

○観光県であることを踏まえた観光地の防災対策（リスクシナリオ 2-5）

[取組方針] 観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための課題検討を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

○石油コンビナート等の防災対策（リスクシナリオ 5-3）

[取組方針] ・コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策を促進する。
・石油タンクの耐震基準への適合率を高めるため、耐震改修を促進させる。
・火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。 等

○リニア中央新幹線の整備促進（リスクシナリオ 5-4）

[取組方針] 「リニア中央新幹線」については、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートへの輸送モード相互の連携・代替性の確保に向けて、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクトであることから、東京・大阪間の全線同時開業を目指して、国に働きかけていく。

○外国人住民が多いことを踏まえた外国人住民向けの防災対策（リスクシナリオ 8-3）

[取組方針] 県内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人住民向けの防災訓練の実施を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。

7 計画の推進と不断の見直し

- 国の基本計画や県内市町の地域計画と連携し、取組を推進します。
- 毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映します。
- 必要に応じて、「みえ県民ビジョン・行動計画」の改定等にあわせ、内容を見直します。

8 今後の予定

平成 27 年 3 月中旬	市町に意見照会、パブリックコメントの実施
5 月	最終案の調製、市町に意見照会
6 月	県議会常任委員会に最終案を提示、策定・公表

9 その他

- 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する国の支援については、当初、国から何も示されていませんでしたが、平成 27 年 1 月に、関係府省庁所管の交付金・補助金において、「交付の判断にあたって、一定程度配慮」することとされました。

三重県国土強靱化地域計画（仮称）「中間案」の概要

第1章 地域計画策定の基本的考え方

[策定の背景・目的]

- 国…国土強靱化基本法の施行、国土強靱化基本計画の策定、地域計画策定ガイドラインの策定
- 県…南海トラフ地震の発生の危惧、近年の風水害被害が甚大化傾向

[基本的考え方]

- 概ね10年先を見据えた計画
- リスク対象は大規模自然災害
- 毎年度、取組の進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映

[県の各種計画等との関係]

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の内容を参考にする。

第2章 脆弱性評価

[評価の方法]

- 想定するリスク、目標、目標の達成を妨げる「起きてはならない最悪の事態」を設定
- 「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の取組を評価

[想定するリスク]

- 大規模自然災害

[目標]

- 国の基本計画と同様の目標を設定

[起きてはならない最悪の事態]

- 国の基本計画で設定された事態をもとに、三重県の実情を踏まえ設定
(三重県の実情を反映した事態の例：帰宅困難者に「観光客」を含むこととした)

[評価結果のポイント]

- 国土強靱化に資する取組は、まだ十分ではなく、引き続き、取組を進める必要がある。
- 建物や施設の耐震化対策などのハード対策だけでなく、ハザードマップの作成や業務継続計画（BCP）の作成などのソフト対策も進める必要がある。
- 市町や企業等と連携し、取組を進める必要がある。

第3章 国土強靱化の取組方針

- 評価結果に基づき、今後の取組方針をリスクシナリオごとに整理

[本県の実情を踏まえた主な取組方針]

- ・土砂災害危険箇所数が多いことを踏まえた土砂災害対策（リスクシナリオ 1-5）
- ・離島等への対策（リスクシナリオ 2-2）
- ・観光県であることを踏まえた観光地の防災対策（リスクシナリオ 2-5）
- ・石油コンビナート等の防災対策（リスクシナリオ 5-3）
- ・リニア中央新幹線の整備促進（リスクシナリオ 5-4）
- ・外国人住民が多いことを踏まえた外国人住民向けの防災対策（リスクシナリオ 8-3）

第4章 計画の推進と不断の見直し

- 国の基本計画や県内市町の地域計画と連携し、取組を推進
- 毎年度、進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の今後の主な取組方針

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	今後の主な取組方針
I. 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	○住宅・建築物等の耐震化の促進 ○沿道建築物の倒壊防止等の推進 ○避難路等の整備に向けた支援
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ○学校施設の耐震化の促進 ○災害拠点病院の耐震化の推進
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全の推進 ○水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化の推進
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○ハザードマップの作成支援 ○河川堆積土砂の撤去の推進 ○災害対策用機械等の操作人材の育成
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○土砂災害警戒区域等の指定 ○宅地災害予防対策の推進 ○警戒避難体制整備等のソフト対策の促進
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○情報提供手段及び情報収集手段の多様化・確実化の推進 ○避難体制の整備の支援
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○物資輸送ルート（陸路、空路、海路）の確保 ○水道施設の耐震化等の推進
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落（離島を含む）等の同時発生	○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備 ○孤立化防止対策事業への支援 ○漁港施設の防災・減災対策の推進
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○救助機関の災害対応力の強化 ○災害医療の体制の整備 ○警察施設等の耐震化の推進
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	○災害拠点病院での電源確保 ○災害時の航空燃料の備蓄貯蔵所の整備の促進 ○インフラの整備・保全
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食糧等の供給不足	○一時滞在施設の確保 ○代替輸送手段の確保等 ○観光地の防災対策の促進
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○適切な医療機能の提供 ○インフラの着実な整備・保全 ○交通渋滞の回避
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○感染症の発生・まん延防止 ○下水を速やかに排除、処理するための体制の構築 ○下水道施設の耐震化の推進
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保される	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化	○被災による機能低下の回避 ○交通渋滞・交通事故の回避
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○交通渋滞・交通事故の回避
		3-3 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○災害対策本部の体制整備 ○三重県業務継続計画（BCP）の策定 ○警察施設等の耐震化の推進
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保される	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○長期電源途絶時における情報通信システムの機能の維持 ○警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上
		4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態	○情報提供手段の整備
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	○企業における業務継続計画（BCP）策定の促進 ○インフラの整備・保全
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○企業における業務継続計画（BCP）策定の促進 ○コンビナート防災訓練の実施
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○三重県石油コンビナート等防災計画の見直し ○コンビナート設備の耐震化の促進 ○石油タンクの耐震改修の促進
5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止		○発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備 ○鉄道施設や港湾施設等の耐震対策の推進	
5-5 食料等の安定供給の停滞		○食品産業事業者等の業務継続計画（BCP）の策定促進 ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワークの（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○石油タンクの耐震改修の促進 ○港湾機能継続計画（港湾BCP）の策定	
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○上水道、工業用水道施設等の耐震化の推進 ○広域的な応援体制の整備	
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設の耐震化 ○下水道BCPの策定促進 ○合併浄化槽への転換促進	
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	○輸送機関の確保 ○必要なインフラの整備・保全	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	○救助活動能力（体制、装備資機材、人材）の充実向上 ○交通渋滞の回避	
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○コンビナート災害の発生・拡大防止 ○危険物質取扱施設の災害対策 ○コンビナート周辺対策	
	7-3 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○沿道の建物倒壊対策 ○住宅・建築物等の耐震化の促進 ○交通渋滞の回避	
	7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ため池の耐震化等の促進 ○ハードとソフトを組み合わせた対策の推進	
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出	○有害物質の流出対策等 ○高圧ガス施設の地震対策	
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ○適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策の推進	
	7-7 風評被害等による県内経済等への甚大な影響	○災害発生時の被災地外に向けた情報発信 ○失業対策等の実施	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理計画の策定の促進 ○ごみ焼却施設の老朽化対策や災害対応能力の強化の促進	
	8-2 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○建設業界との応急復旧態勢の強化 ○建設業における防災・減災の担い手確保・育成	
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○コミュニティ力を強化するための支援 ○警察災害派遣隊の拡充 ○警察施設の耐震化等	
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○想定規模を超える事態と対策への対応 ○ハードとソフトを組み合わせた対策の推進	
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○海抜ゼロメートル地帯に対する対策の推進 ○浸水対策、流域減災対策の推進	

2 「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」について

1 人口ビジョン及び総合戦略とは

（1）人口ビジョン

人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの

（2）総合戦略

人口ビジョンをふまえ、地域の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるもの

2 三重県人口ビジョン（仮称）

（1）人口の現状分析

- ・人口動向分析及び将来人口推計の結果等を記述

※人口動向分析及び将来人口推計結果については、別冊「三重県の人口動向分析・将来人口推計」参照

（2）人口の将来展望

- ・人口の現状分析に基づく課題等をふまえて、2060年までの人口の将来展望と政策の方向性を記述

3 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）

（1）人口減少がもたらす課題（共通の課題）

- ・労働や地域活動の担い手不足による「人材獲得の地域間競争の拡大」や「供給制約からの経済低迷」
→人材を惹きつけるための地域の魅力向上、就業率の向上、TFP（全要素生産性）の向上
- ・国内消費の低迷による「内需産業の縮小と雇用の減少」
→海外需要を含めた新規需要の創出
- ・財政の悪化（社会保障関連経費の増加と税収の減少）による「人口減少・高齢化など様々な課題への対策のための財源の減少」や「社会資本の維持困難」
→予防的な対策の実施など、効率的な行政サービスの提供
- ・地域コミュニティの崩壊と地域文化（誇り）の喪失
→集落単位での将来展望の描き出しと具体策の検討

（2）ライフステージごとの現状と課題（少子化対策関係）

①子ども・思春期

- ・核家族化の進行等、家庭生活や家族の大切さを考える機会の減少
- ・妊娠・出産等に関する医学的に正しい知識の不足
→ライフプラン教育の推進

- ・子どもの貧困率の悪化、貧困の連鎖
→子どもの貧困対策
- ・児童虐待相談対応件数の増加
→児童虐待の防止
- ・社会的養護が必要な子どもへの家庭的養護の必要性
→社会的養護の推進～里親委託と施設の小規模化等の推進～

②若者／結婚

- ・若者の非正規雇用の拡大、収入の少なさを理由とした結婚の躊躇
→若者の雇用対策
- ・結婚を希望する方へ向けた出逢いの機会の不足
→出逢いの支援

③妊娠・出産

- ・不妊や不育症に悩む夫婦の経済的負担や精神的な不安
→不妊に悩む家族への支援
- ・妊産婦や育児中の親等の孤立等
→切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
- ・産科・産婦人科、小児科の医師及び助産師など、周産期医療を担う人材の不足
- ・高齢出産の増加による出産におけるリスクの高まり
→周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

④子育て

- ・子どもの預け先が確保できないことによる仕事と子育ての両立の阻害等
- ・核家族化の進行等による周囲から子育て支援を受けられない家庭の増加
→保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
- ・男性の育児への関わりの不足、母親の育児に関する負担感の増大
→男性の育児参画の推進
- ・発達障がい児等の増加、発達障がいに対する認識の高まり
→発達支援が必要な子どもへの対応

(3) ライフシーンごとの現状と課題（社会減対策関係）

①学ぶ

- ・大学収容力が全国46位
→大学収容力の向上
- ・県内からの県内高等教育機関への進学率の低迷
- ・県内高等教育機関から県内への就職率の低迷
→県内高等教育機関の学生確保、魅力向上・充実、就職支援
- ・学力・体力の低迷、環境変化のスピードの加速、問題の複雑化
→子どもの能力発揮、様々な体験を通じた生き抜く力の醸成
- ・中山間・過疎地域等を中心とした学校の統廃合
- ・大学・大学院卒業生の偏在による大学進学率格差
→中山間・過疎地域等における効率的・効果的な教育提供体制の確保

②働く

- ・人口減少に伴う国内消費の低迷、堅調な海外需要の存在

- ・ものづくり県としての強み
 - 新規需要の創出（新商品の開発、海外への販路拡大など）
 - 域内調達率の向上（対事業所サービス、教育・研究など）
 - 分散型エネルギーの推進
 - 中小企業・小規模企業の底上げ
- ・交通の結節点という地理的特性、国による企業の地方拠点強化の方針
 - 戦略的な企業誘致の推進
- ・多彩で幅広い観光資源の存在
- ・円安を背景とした訪日外国人の増加
 - 観光の産業化
- ・開業率の低さ、地域課題を解決するソーシャルビジネス・コミュニティビジネスへの期待
 - 創業支援
- ・長時間労働がもたらす様々な問題（女性の就業参加や男性の育児参画の阻害、介護問題など）
- ・若者の非正規雇用の拡大
 - 働く場と働き方の質の向上
- ・生産年齢人口の減少に伴う労働力不足
 - 女性・高齢者・外国人の就業参加促進、全要素生産性向上（人材の高度化・ネットワーク化によるイノベーションの促進、規制緩和の推進など）
- ・ICT技術の進展
 - 様々な場面におけるICT・ビッグデータの活用

③暮らす

- ・暮らす場としての三重県の魅力に係る認知度の低さ
 - 暮らす場としてのブランド確立
 - 地域資源を活用した交流促進
- ・首都圏における潜在的な移住・U I Jターンニーズ
 - 総合的な移住の促進
- ・南部地域をはじめとした中山間・過疎地域等における継続的な人口流出
 - 将来展望の描き出し、生活インフラの確保と効率的なサービス提供の確保
- ・南海トラフ地震や風水害など自然災害発生懸念
 - 地域防災力の向上

(4) めざすべき姿

「希望がかない、選ばれる三重」

- ・結婚・妊娠・子育ての希望がかなう三重
- ・「学びたい」「働きたい」「住み（続け）たい」という希望がかなう三重
- ・県内外の様々な人から選ばれ、人が集い、活気あふれる三重
- ☆「アクティブシチズン、協創」→「希望」→「幸福実感日本一の三重」

(5) 基本的な視点

①「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視

②三重県としての基本的な視点

- ・自然減対策としての少子化対策（ライフステージ）と社会減対策（ライフシーン）
ライフステージ：「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」
ライフシーン：「学ぶ」「働く」「暮らす」＋「基盤」
- ・「攻めの対策」と「守りの対策」
- ・「三重らしさ」「三重ならではの」を追求
- ・「量」と「質」の向上
- ・ファクト（事実）とロジック（論理）に基づいた取組
- ・人づくりと戦略的な広報
- ・「ブロック」「県境」「分野」を越えた連携

（６）計画期間

計画策定時から平成 32 年 3 月まで

（７）次期行動計画との関係

- ・次期行動計画に先立って第 1 版を策定
 - ・次期行動計画における重点戦略に位置づけ
 - ・次期行動計画策定時に合わせて第 2 版をリリース
- ※平成 28 年度に創設予定の新しい交付金の状況をふまえて検討

（８）策定・検証体制

①策定体制

庁内：三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部

庁外：三重県地方創生会議（仮称）

※三重県経営戦略会議、「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボード、県内
高等教育機関の長と知事との意見交換会、三重県少子化対策推進県民会議
等の場も活用

②検証体制

庁内：次期行動計画の検証体制による

庁外：三重県地方創生会議（仮称）に検証部会を設置

3 社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

1 制度の概要

(1) 趣旨

社会保障・税番号制度は、複数機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であると確認するための基盤であり、導入により、社会保障や税の給付と負担の公平化、国民の利便性の向上、行政事務の効率化などの効果が期待されます。

根拠法として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）が平成 25 年 5 月に公布されています。

(2) 仕組み

① 「個人番号」の指定等

住民票を有するすべての個人に対して「個人番号」（12 桁）が指定され、市町村から本人に対して「通知カード」により個人番号が通知（平成 27 年 10 月～）されます。

なお、希望者については、申請により「個人番号カード」が交付（平成 28 年 1 月～）され、同カードは身分証明書としても利用できます。

② 「情報連携」の実施

複数機関（国、地方公共団体等）で、同一人の情報かどうかを確認できる全国的な情報提供ネットワークシステムが構築されます。（地方公共団体の情報連携開始：平成 29 年 7 月）

これにより、従来、必要であった添付書類が削減されるなど、行政手続が簡素化されます。

(3) 個人情報の保護

番号法では、個人番号を内容に含む個人情報（以下、「特定個人情報」という。）について、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講じることとされており、制度面・システム面において、様々な措置がなされています。

- 制度面：特定個人情報保護評価制度の導入、国に第三者委員会（特定個人情報保護委員会）を設置、罰則の強化など
- システム面：個人情報の分散管理、個人番号を直接使わず「符号」による情報連携、通信の暗号化など

2 本県の対応

番号制度の導入による県業務への影響は多岐にわたり、これまでも全庁的に対応しているところですが、引き続き、情報共有・役割分担をしつつ、戦略企画部が進捗管理を図っていきます。

これまでに、制度導入に伴う県の事務への影響（対象事務の確認、システム改修の必要性など）について、庁内各課への調査・ヒアリングにより、把握してきたところであり、県の対応が必要となる主な業務については、次のとおりです。

(1) 個人番号の利用

制度全般のスケジュールに合わせて、条例制定、システム改修等が必要となります。なお、システム等の整備については、既に一部着手していますが、概ね平成27年度に実施します。

① 団体内での個人番号を利用する情報の相互利用のための条例制定

(平成27年6月定例会に条例案提出予定)

番号法では、地方公共団体の事務のうち、次の場合に個人番号を利用できるとされており、イ、ウの場合には条例で定めることが必要となります。

ア 法定事務の範囲内での利用（例えば、児童扶養手当事務の範囲内）

イ 法定事務間の団体内での情報相互利用

(例えば、児童扶養手当の認定のため、身体障害者手帳の情報を利用)

ウ 団体独自の利用及び団体内での情報相互利用

(社会保障、地方税、災害対策分野及びそれらに類する事務に限られる)

○ 法定事務間の団体内情報相互利用（上記イ）を実施するため、新規に条例を制定することを予定しています。

○ 県独自の利用（上記ウ）については、利便性向上などの大きなメリットが見込めず、制度開始時点では予定していませんが、国での利用範囲拡大の検討状況等も踏まえ、継続的に検討していきます。

② 必要となるシステム等の整備

○ 各関係システムが保有する特定個人情報と団体独自の「宛名番号」により管理するためのシステム（団体内統合宛名システム）

○ 国が構築する情報提供ネットワークシステムに接続する中間サーバー

○ 各部局が所管する関係システム（地方税、社会保障関係等）

(2) 特定個人情報の保護

特定個人情報の適正な保護については、特定個人情報保護評価を実施するとともに、番号法との整合を図るための条例改正等を行います。

① 特定個人情報保護評価の実施（平成 26 年 12 月定例会会議で第三者点検実施のために三重県個人情報保護条例一部改正）

番号法では、個人番号を内容を含む個人情報ファイルを保有する際には、原則として「特定個人情報保護評価」を実施することが義務付けられています。

- 評価は、対象人数等により「全項目評価」、「重点項目評価」、「基礎項目評価」の 3 種類に規定されており、県の関係事務について、どの評価に該当するかの整理を進めています。
- 全項目評価が必要な事務については、評価書を作成のうえ、年度内からパブリックコメントを実施し、夏頃までに個人情報保護審査会による第三者点検を経て、国の機関である「特定個人情報保護委員会」に提出し、公表する予定です。
- 重点項目評価、基礎項目評価の対象事務についても、評価書の作成、特定個人情報保護委員会への提出、公表の手続きを順次、進めていきます。

② 三重県個人情報保護条例の一部改正

（平成 27 年 6 月定例会会議で条例改正案提出予定）

番号法との整合を図るため、現行の個人情報保護条例に、特定個人情報の保護に関する規定を新たに追加することを予定しており、今後、パブリックコメントを実施します。

- 「特定個人情報」などの用語について、番号法と同様の定義を行います。
- 「特定個人情報」の利用及び提供の制限、開示等の制限等について、番号法の規定に従って改正します。

(3) 県民への周知、市町支援等

- 平成 27 年度中に、個人番号の利用が開始されることから、今後、国等と連携し、県民や民間事業者への周知を本格化させます。
- 市町に対しては、国等からの情報を整理しての情報提供・相談、補助金事務（総務省分は戦略企画部、厚生労働省分は健康福祉部）等により、円滑に番号制度が導入できるよう、支援に努めています。

【参考】主なスケジュール

年度	国等	県
H25 (2013)	<p>【5月】番号法成立・公布</p> <p>【1月】特定個人情報保護委員会発足</p>	
H26 (2014)	<p>情報</p>	<p>県業務への影響調査</p> <p>【12月】 ○個人情報保護条例改正</p> <p>特定個人情報保護評価実施</p> <p>情報システム</p>
H27 (2015)	<p>システム</p> <p>【10月】個人番号通知</p> <p>【1月】個人番号利用開始、 個人番号カード交付</p> <p>整備</p>	<p>【6月】 ○団体内情報相互利用 のための条例制定 ○個人情報保護条例改正</p> <p>(順次、事務フロー見直し規則等改正)</p> <p>システム整備・改修</p>
H28 (2016)	<p>【7月】国と地方公共団体との情報連携テスト開始</p> <p>【1月】(国の機関間) 情報連携開始</p>	
H29 (2017)	<p>【7月】国と地方公共団体との情報連携開始</p>	

4 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について

1 全国知事会議

- (1) 開催日 平成 27 年 1 月 8 日(木)
- (2) 開催場所 東京都
- (3) 主な概要

- 平成 27 年度予算・地方財政対策等について、全国知事会の申し入れ内容等に基づいた説明がありました。
- 地方創生に係る国の動きや、総合戦略に対する地方六団体のコメント、知事会提言内容と総合戦略との比較等について説明がありました。
- 国民健康保険制度について、未だ国から具体的な制度措置が示されていないことから、知事会として緊急要請文書を提出することの提案がありました。また、医療費の適正化計画の見直しに関する国の考え方等について説明がありました。
- 高市総務大臣との意見交換では、各知事から、別枠加算や歳出特別枠の堅持、移住センターの相談体制の充実、一般財源の総額確保、企業の地方移転促進のための税優遇の充実、国民健康保険の財政上の問題解決、防災対策財源の充実、自由に使える地方創生特別枠の設置、ナショナルミニマムとしてのインフラ整備の充実、地域の実情に合わせた「小さな拠点」の形成、マイナンバー制度に係る財源の充実等について要請が行われました。

大臣からは、それぞれについて回答があり、財源が必要なものについては十分配慮しながら対応していきたいこと、各種制度の制度設計・運用にあたっては地方の意見を十分聞き、連携しながら進めていきたい旨の発言がありました。

- 各常任委員会委員長等から、昨年 11 月の全国知事会議以降のそれぞれの委員会の提言活動等に関し、以下の項目について報告がありました。
 - ・東日本大震災の復興支援
 - ・地域の要援護者支援対策に関する緊急提言
 - ・少子化対策の抜本強化を求める緊急提言
 - ・衆議院議員総選挙各党政権公約に対する全国知事会の対応結果
 - ・地域雇用対策に関する緊急提言
 - ・米政策についての緊急要望

2 広島県・三重県知事懇談会

(1) 開催日 平成 27 年 1 月 27 日(火)

(2) 開催場所 三重県津市(ホテルグリーンパーク津)

(3) 概要

- ブランド牡蠣の消費拡大に向け、平成 28 年度に三重県で開催する「全国カキサミット」での協力、首都圏の営業拠点を活用したイベント、牡蠣若手生産者の交流等に今後連携して取り組むこととしました。
- 地方創生の取組について、国の総合戦略に関して意見交換を行うとともに、新たな交付金の平成 28 年度予算の確保や地方分権改革などに連携して対応していくこととしました。また、引き続き、両県間の人事交流に取り組むこととしました。
- 結婚支援策や男性の育児参加について意見交換を行うとともに、両県による「イクボス・イクメン対決」の開催について検討していくこととしました。
- 医療・健康・福祉産業について、展示会・商談会の共同開催、「ひろしまヘルスケア実証フィールド」への三重県企業の参加等を検討していくこととしました。
- 両県の土砂災害対策の取組について意見交換し、互いに今後の災害対策の取組を強化していくこととしました。

3 三重県・長野県知事懇談会

(1) 開催日 平成 27 年 2 月 9 日(月)

(2) 開催場所 長野県木曾町(木曾文化会館)

(3) 概要

- 昨年 10 月に長野県が信州首都圏総合活動拠点として銀座に開設した銀座NAGANOと三重テラスを活用し、“山の県”(長野県)と“海の県”(三重県)の連携により、継続して魅力発信していくこととしました。
- 観光誘客の促進について、「忍者」や「街道」等共通のテーマを基に、歴史的背景も発信しながら、多くのファンやリピーターを獲得する等、効果的な誘客を図っていくこととしました。
- 両県で取組が進む航空宇宙産業での連携に関し、長野県の工業技術センターなど公設試験研究機関の設備を三重県の企業が利用することや本県が取り組む航空宇宙産業にかかる人材育成事業に長野県の企業が参加することなどを通じ、航空宇宙産業を両県の地域経済をけん引する柱となる産業へ成長させていくことで合意しました。
- 首都圏において移住相談センターを設置し、体制づくりについて検討を進めている中、長野県では銀座NAGANOにハローワークを併設した移住相談コーナーを設け、常駐の専門相談員が就職と移住の相談をワンストップで対応するなど先進的な取組を進めていることから、移住者施策について意見交換を行いました。

5 審議会等の審議状況について
(平成26年11月21日～平成27年2月15日)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成26年11月21日、12月2日、12月19日、 平成27年1月16日、1月20日
3 委員	会 長 早川 忠宏 会長職務代理 竹添 敦子、川村 隆子 委 員 岩崎 恭彦 他3名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案について
5 調査審議結果	不服申立て6事案について審議され、答申の確定が行われました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	当該期間中は、開催されませんでした。
3 委員	会 長 藤枝 律子 会長職務代理 白石 友行 委 員 尾西 孝志 他2名
4 諮問事項	
5 調査審議結果	
6 備考	